

平成31年第2回 安芸太田町農業委員会 会議録(第2号)

招 集 年 月 日	平成31年2月20日		
招 集 の 場 所	筒賀支所 新会議室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	平成31年2月20日9時30分	議長 河本 穂津雄
	閉会	平成31年2月20日10時30分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 9 名 欠 席 1 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	栗栖 眞知子	○
	2	寺田 光浦里	○
	3	三原 朋之	△
	4	木下 博志	○
	5	沖 貴雄	○
	6	富永 富幸	○
	7	岩苔 宏	○
	8	佐藤 潤	○
	9	栗栖 芳秋	○
	10	河本 穂津雄	○
会議録署名委員	8番	佐藤 潤	
	9番	栗栖 芳秋	

議長	<p>本日の出席委員は 9 名です。出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。(9:30)</p> <p>これより第 2 回安芸太田町農業委員会総会を開催します。この会議の議事録の署名者を議長において指名しても異議ありませんでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。よって議事録署名者に 8 番委員と 9 番委員を指名いたします。会議書記の指名を行います。本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木浩吉氏と鬼田貴樹氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第 3 号から議案第 7 号について事務局より提案説明と朗読をさせます。それでは、事務局より提案説明をお願いします。</p> <p>(事務局議案の提案説明と朗読)</p>
議長	<p>それでは、議案第 3 号について、1 番委員より説明をお願いいたします。</p>
1 番委員	<p>農地法第 3 条の規定による許可申請議案について、説明いたします。図面 2 ページをご覧ください。地番 ■■■■■、■■■■■の申請地は、龍頭峡より 300m 下の位置にあります。13 日に譲受人の ■■■■■さん立ち会いのもと、現地調査をいたしました。■■■■さんが申請地と住宅を ■■■■■さんから購入され、借家として借り受け人の方にその畑を耕作してもらうように提案するつもりですが、無理があるようなら ■■■■■さんご夫婦で管理するというございます。申請地は ■■■■■さん宅の近隣であり、すでに田畑の耕作もされておりますので、農地法上の問題はないと思われまます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、議案第 4 号について、4 番委員より説明をお願いいたします。</p>
4 番委員	<p>農地法第 3 条、議案番号 4 番をご覧ください。2 月 18 日に申請者の ■■■■■さん立ち会いのもと、現地調査を行いました。まず、前置きですが、■■■■■さんの家は、譲渡人の ■■■■■さんが元は住まわれておりましたが、平成 18 年から空き家になり、平成 25 年 10 月に町の空き家バンクに登録されました。平成 28 年に ■■■■■さんが購入され、家族で住まわれております。譲渡人の ■■■■■さんは、空き家バンク制度を利用し、家売ったので、畑も譲りたいと思われており、譲受人の ■■■■■さんも家を購入と一緒に畑も活用したいと思っておられました。■■■■■さんは、■■■■■さん所有の遊休農地を耕作目的で譲り受け、作付けする野菜も計画され、農作業に常時従事する日数は年間 150 日以上を十分満たしております。■■■■■さんは、この度初めて農地を持たれますが、農機具も購入予定で、勉強もされています。また、待ち家バンクの条件より下限面積も満たしております。周辺農地の影響などありません。農業の新規参入という観点からも許可相当と</p>

	<p>考えられます。審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、議案第 5 号について、5 番委員より説明をお願いいたします。</p>
<p>5 番委員</p>	<p>議案第 5 号、図面ページ 4 ページをご覧ください。場所は、旧修道小学校から北へ約 1 km のところで、町道に面する ■■■ 番地の畑となっておりますが、2 月の 19 日に ■■■ さん立ち会いのもと、現地調査をしました。現在は耕作放棄地となっており、畑として利用しないということで、これから息子さんと一緒に農業をしていくうえで、倉庫が足りないということで、道路から 1m ほど上にある農地なのですが、4m 幅ほどの進入路をつくり、そこへ倉庫を建設するという話でした。近隣の農地への影響もないということですので、許可妥当と考えます。審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、議案第 6 号について、私から説明をさせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>この案件につきましては、譲受人の ■■■ さん立ち会いのもと、現地調査をさせていただきました。写真にありますように、現在は空き地となっております。右側にブロック塀がありますが、これが ■■■ さんのご自宅で、家族の方が多数おられまして、それぞれの駐車場や資材倉庫などというかたちで活用したいということでした。現在は使われていない農地の有効活用という意味も含めて、許可相当と考えます。審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、議案第 7 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 7 号の説明をさせていただきます。農地の権利取得に係る下限面積の変更設定についてです。別紙資料 1 をご覧ください。この度、安芸太田町待ち家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書が 2 件出ておりますので、資料 1 のリストを加筆修正し、変更案を作成しました。1 件目は、■■■ さんにより待ち家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書になります。登録しようとする農地の所在につきましては記載のとおりです。添付書類に不備はなく、安芸太田町待ち家バンクに登録されている物件に附属する農地という条件を満たしているため、この農地を資料 1 のリストに追加しております。2 件目は、■■■ さんにより待ち家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書になります。登録しようとする農地の所在につきましては記載のとおりです。添付書類に不備はなく、安芸太田町待ち家バンクに登録されている物件に附属する農地という条件を満たしているため、この農地も資料 1 のリストに追加しております。現時点で、この資料 1 は案ですので、審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第 3 号について質疑を許します。</p>

議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 3 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 3 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 4 号について質疑を許します。</p>
議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 4 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 4 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 5 号について質疑を許します。</p>
議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 5 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 5 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 6 号について質疑を許します。</p>
議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 6 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 6 号につきましては承認決定いたしました。</p>

議長	<p>続いて、議案第 7 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 7 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 7 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>次に報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明をさせていただきます。</p> <p>まず、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書が 4 件出ております。1 件目は、安芸太田町大字加計の ████████ さんによります相続の届け出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は記載のとおりです。なお、農業委員会によるあっせん等の希望の有無はございます。2 件目は、安芸太田町大字加計の ████████ さんによります相続の届け出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は記載のとおりです。なお、農業委員会によるあっせん等の希望の有無はございません。3 件目は、安芸太田町大字坪野の ████████ さんによります相続の届け出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は記載のとおりです。なお、農業委員会によるあっせん等の希望の有無はございます。4 件目は、安芸太田町大字加計の ████████ さんによります相続の届け出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は記載のとおりです。なお、農業委員会によるあっせん等の希望の有無はございません。</p> <p>次に、農業用施設の農地転用届出書が 1 件出ております。安芸太田町大字加計の ████████ さんによります農地転用の届出書です。届出に係る土地の所在、転用計画等は記載のとおりです。添付書類に不備はないため、この届出書を受理します。</p>
議長	<p>報告事項について質疑はありますか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>以上で本日の審議は終了いたしました。</p> <p>なお、休会中も引き続き審査、調査をすることを許します。</p> <p>これを持ちまして、提案した議案はすべて審議されました。これで、第 2 回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10 : 30)</p>

以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。

議 長

8 番委員

9 番委員